

## 夏休み期間の児童クラブの入所に関する確認書兼同意書

特に留意し、確認していただきたい事項を記載しています。児童クラブの入所事務及び運営を適確に行うために必要ですので、よくお読みになり、確認欄にチェックをして、記名押印のうえ提出してください。次ページの【保護者控え用】は、ご自宅で保管してください。

| 確認事項  | 確認欄<br>同意欄               |
|---|--------------------------|
| 利用案内及び南関町放課後児童クラブ入所事務取扱要領(以下「要領」。)を理解し、申込みます。   | <input type="checkbox"/> |
| 夏休み初日から入所を希望する場合、 <u>加入申込書と添付書類(以下「申込書等」といいます。)</u> を全てそろえて申込期間内に提出してください。  | <input type="checkbox"/> |
| 申込後に入所資格要件の状況が変わる(「就労先・就労時間が変わった」、「仕事を辞めた」又は「産休に入った」等)等申込内容に変更があった場合、速やかに申込内容変更届及び変更後の書類を提出してください。 <u>変更内容によっては、退所となります。</u>  | <input type="checkbox"/> |
| 児童の登所及び降所時は、保護者又は成人の代理人が送迎してください。また、送迎の際の児童又は送迎者の過失及び事故その他の問題に関しては、保護者が一切の責任をもって対処してください。   | <input type="checkbox"/> |
| <p>申込書等に記載された情報について、児童クラブの運営に必要な範囲で運営事業者に提供し、電話や訪問等により自宅及び勤務先に確認することがあります。</p> <p>また、入所審査及び入所判定に必要な範囲で児童、その保護者及び申込書の「家庭の状況」欄に記載された者並びにこれらの関係者の住民基本台帳を閲覧することがあります。</p> <p>入所児童への適確な対応を図るため、小学校と連携をとり、児童に関する情報の収集を行います。</p> | <input type="checkbox"/> |
| 児童クラブの利用者負担金は、児童クラブが徴収します。このほか、運営事業者がその他の経費を徴収することがあります。これらの支払は、期限内に済ませてください。   | <input type="checkbox"/> |

南関町長 様

以上の事項について、確認し、その内容に承知し、又は同意します。  
 遵守しない場合、児童が児童クラブを退所とされることに同意します。

令和 年 月 日 (有効期限 令和5年度夏休み終了日まで)

住所 南関町大字

保護者名

## 夏休み期間の児童クラブの入所に関する確認書兼同意書

特に留意し、確認していただきたい事項を記載しています。児童クラブの入所事務及び運営を適確に行うために必要ですので、よくお読みください。前ページの【役場提出用】は、加入申込書とあわせて提出してください。

| 確認事項   | 確認欄<br>同意欄               |
|--|--------------------------|
| 利用案内及び南関町放課後児童クラブ入所事務取扱要領(以下「要領」。)を理解し、申込みます。  | <input type="checkbox"/> |
| 夏休み初日から入所を希望する場合、 <u>加入申込書と添付書類(以下「申込書等」といいます。)</u> を全てそろえて申込期間内に提出してください。   | <input type="checkbox"/> |
| 申込後に入所資格要件の状況が変わる(「就労先・就労時間が変わった」、「仕事を辞めた」又は「産休に入った」等)等申込内容に変更があった場合、速やかに申込内容変更届及び変更後の書類を提出してください。 <u>変更内容によっては、退所となります。</u>   | <input type="checkbox"/> |
| 児童の登所及び降所時は、保護者又は成人の代理人が送迎してください。また、送迎の際の児童又は送迎者の過失及び事故その他の問題に関しては、保護者が一切の責任をもって対処してください。  | <input type="checkbox"/> |
| 申込書等に記載された情報について、児童クラブの運営に必要な範囲で運営事業者に提供し、電話や訪問等により自宅及び勤務先に確認することがあります。<br>また、入所審査及び入所判定に必要な範囲で児童、その保護者及び申込書の「家庭の状況」欄に記載された者並びにこれらの関係者の住民基本台帳を閲覧することがあります。<br>入所児童への適確な対応を図るため、小学校と連携をとり、児童に関する情報の収集を行います。 | <input type="checkbox"/> |
| 児童クラブの利用者負担金は、児童クラブが徴収します。このほか、運営事業者がその他の経費を徴収することがあります。これらの支払は、期限内に済ませてください。  | <input type="checkbox"/> |

南関町長 様

以上の事項について、確認し、その内容に承知し、又は同意します。  
遵守しない場合、児童が児童クラブを退所とされることに同意します。

令和 年 月 日 (有効期限 令和5年度夏休み終了日まで)

保護者名 \_\_\_\_\_